委員会規則

第1章 総則

(目 的)

第1条 一般社団法人千葉県損害保険代理業協会(以下「本会」という。)は、定款第31条 の規定に基づき、本規則を定める。

(種 類)

第2条 委員会は、各種委員会、特別委員会に区分する。

第2章 各種委員会

(設置)

第3条 本会は、会長又は理事会の諮問に応ずる目的をもって、理事会の決議を経て、主管 事項別に各種委員会を設置する。

2. 委員会は、その主管事項に関し会長又は理事会の諮問にこたえ、委員長は、理事会に出席して報告を行い、意見を述べることができる。

(種類)

第4条 本会は、主管事項別に従い、各種委員会を次のとおり設置する。

企画環境委員会

教育委員会

組織委員会

広報委員会

CSR委員会

総務委員会

(主管業務)

第5条 本会は、各委員会の主管業務を次のとおり定める。

企画環境委員会 本会の事業及び募集環境整備、業界全般に関する諸問題の

調査、研究、答申及び推進

教育委員会 本会の教育事業に関する諸問題の調査,研究,答申及び

推進

組織委員会 本会の組織に関する諸問題の調査、研究、答申及び推進

広報委員会 本会の広報活動に関する諸問題の調査、研究、答申及び推進

CSR委員会 本会における地球環境問題の統括と運動の推進

総務委員会 本会の会計と財務に関する調査、研究、答申及びその推進

2. 前項に定める主管業務のうち、具体的対応、陳情、折衝、実施に関する業務は、理事会の承認を経てこれを行う。

(構成)

第6条 各種委員会の構成は、各支部より1名以上選出とする。

うち 委員長 1名

副委員長 若干名を置くことができる

(任期)

- 第7条 第6条に定める構成員の任期は、1期2年とし、本会役員の改選が行われる総会 終了時に始まり、2年後の総会終了時に終わる。
 - 2. 構成員が任期の途中で辞任し、又は正会員の資格を失ったときは、その構成員の 所属する支部長は、その後任を者を選出しなければならない。
 - 3. 前項により選出された後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

- 第8条 委員長は、必要に応じ、会長の承認を得て各種委員会を招集する。
 - 2. 議長は、委員長がこれにあたる。委員長に事故があるときは、副委員長がこれを代行する。

(代理者)

第9条 構成員は、各種委員会に代理人を出席させることができない。ただし、あらかじめ 委員長の承認を得た場合は、この限りではない。

(議 決)

第10条 各種委員会の審議は、出席構成員の過半数以上の賛同をもって決定する。可否同数 のときは、議長がこれを決する。

(議事録)

第11条 委員長は、各種委員会の議事録について議事録を作成し、理事会に提出しなければ ならない。

第3章 特別委員会

(設置と任期)

- 第12条 会長は、定款第2条に定める目的を達成し、定款第3条に定める事業を展開するため、 特定の事項につき必要と認めたときは、理事会の決議を経て、特別委員会を設置し、 付託することができる。
 - 2. 会長は、特定事項につき特別委員会がその職務を完了したと認められたときは、 理事会の決議を経て、これを解散する。
 - 3. 構成員は、理事会の決議を経て、会長が指名する。
 - 4. 構成員が任期の途中で辞任し、又は正会員が資格を失ったときは、会長がその後任者を指名する。

(構成)

第13条 特別委員会の構成員は、以下のとおりとする。

委員長1名副委員長若干名専門委員若干名

(委員長等)

第 14 条 会長は、理事会の決議を経て、政府関係者、諸団体役員、学識経験者等に専門 委員を委嘱することができる。

(招集)

第15条 委員長は必要に応じ、特別委員会を招集する。

2. 議長は、委員長がこれにあたる。委員長に事故があったときは、副委員長がこれを代行する。

(代理者)

第16条 構成員は、特別委員会に代理人を出席させることができない。ただし、あらかじめ委員長の承認を得た場合は、この限りではない。

(議 決)

第17条 特別委員会の審議は、専門委員を除く出席構成員の過半数以上の賛同をもって 決定する。可否同数のときは、議長がこれを決定する。

(議事録)

第18条 委員長は、特別委員会の議事について議事録を作成し、理事会に提出しなければならない。

第4章 附則

(変 更)

第19条 本規則の改廃は、定款第31条の規定に従い、理事会の決議を経なければならない。 (附 則)

第20条 本規則は、平成22年11月12日に一部改訂し施行する。